



中国会計税務実務

2020年第14号

今回のテーマ：改正個人所得税法 居住者非居住者の納税義務について

2019年個人所得税新税実施後、自然人税収管理システムは相応に変化を迎えた。事前に個人の居住者身分を確認し、対応するモジュールで個人所得税の申告を行うのがその変化の一つである。今回は中国に派遣された日本籍駐在員の中国での滞在期間に取得する給与所得に対する課税所得及び無住所居住者個人と非居住者個人の個人所得税申告について、簡単に説明する。

主な内容：

	(無住所) 居住者個人	非居住者個人	
判断基準	住所を有しないが中国国内にて一納税年度中に累計満183日居住	住所を有せず且つ一納税年度中に中国国内に累計183日未満居住	
国内所得	中国国内から取得した所得については、本法の規定に基づき個人所得税を納める。	中国国内から取得した所得については、本法の規定に基づき個人所得税を納める。 一納税年度中に中国国内にて累計90日を超えずに居住する場合、源泉が中国国内にある同人の所得について、国外の雇用主が支払い、且つ当該雇用主の中国国内における機構又は場所が負担していない部分について、個人所得税の納付を免除する。 <中日租税条約> 中国国内にて累計183日を超えずに居住する場合、国外の雇用主が支払い、且つ当該雇用主の中国国内における機構又は場所が負担していない部分について、個人所得税の納付を免除する。	
国外所得	国外から取得した所得については、本法の規定に基づき個人所得税を納める。 中国国内にて累計満183日居住する年度が連続6年未満である場合、主管税務機関に届出を行い、源泉が中国国外にあり、且つ国外の単位又は個人が支払う所得は、個人所得税の納付を免除する。	国外から取得した所得については、個人所得税の納付を免除する。	
適用税率表	総合所得税率表	月度所得税率表	
課税所得額	毎納税年度の収入額から費用6万元並びに特別控除、特別付加控除及び法に基づき確定するその他の控除を減じた後の残額を課税所得額とする。	毎月の収入額から費用5千元を減じた後の残額を課税所得額とする。	
その内	特別控除	基本養老保険、基本医療保険、失業保険等の社会保険料及び住宅積立金等	適用しない。
	特別付加控除	子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン金利或いは住宅家賃、老人扶養等	適用しない。
	その内：特別付加控除規定	●2021年12月31日までに、①従来の住宅手当、子女教育費手当、帰省旅費等の免税優遇。②個人所得税特別付加控除も適用可。同時に両方の享受は不可。 ●2022年1月1日以降、住宅手当、子女教育費手当、帰省旅費等の免税優遇を享受不可、特別付加控除を適用。	2021年12月31日までに、従来の住宅手当、子女教育費手当、帰省旅費等の免税優遇。

	(無住所) 居住者個人	非居住者個人
月次個人所得 税計算方法	累計源泉徴収法。毎月の給与が均等である場合、年度を通して徐々に適用税率が切り上がっていくことになるため、毎月の手取額が徐々に減少していくことになる。	月次源泉徴収法。毎月の給与が均等である場合、毎月の手取額は均等である。
確定申告	必要	不要
年一回性賞与	<ul style="list-style-type: none"> ●2021年12月31日までに、 ①当年度総合所得に算入せず、12分割した金額に月度所得税率表を用いて総合所得に合算せず、単独納税。 納税額 = 年一回性賞与 × 適用税率 - 計算控除数 ②当年度の総合所得として納付することも可能。 ●2022年1月1日以降、当年度の総合所得として個人所得税を計算、納付しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当月所得に算入せず、6分割した金額に月度所得税率表を用いて当月所得に合算せず、単独納税。 数ヶ月分賞与に係る当月納付税額 = [(数ヶ月分賞与総額/6) × 適用税率 - 速算控除額] × 6 ●2022年1月1日から適用できない制限規定はない。
ストックオプション	<ul style="list-style-type: none"> ●2021年12月31日までに、 当年度総合所得に算入せず、総合所得税率表で税率及び計算控除数を確定し、単独納税。 納税額 = 行权収入 × 適用税率 - 速算控除数 ●2022年1月1日以降、別途規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当月所得に算入せず、6分割した金額に月度所得税率表を用いて当月所得に合算せず、単独納税。 ストックオプション所得に係る当月納付税額 = [(本公暦年度内におけるストックオプション所得合計額/6) × 適用税率 - 速算控除額] × 6 - 本公暦年度内における納付済税額 ●2022年1月1日から適用できない制限規定はない。
身分転換	追加納税申告の必要性が高い。 無住所個人が事前に居住者個人と判定され、居住日数の短縮により居住者個人の条件に達しない場合、居住者個人の条件に達しなくなった日から年度終了後15日以内の間に、主管税務機関に報告し、非居住者個人として新たに課税額を計算し、税金補填納付申告を行わなければならない。税金の還付を必要とする場合は、規定に基づいて処理する。	通常、追加納税申告の必要性はない。 無住所個人が事前に非居住者個人と判定され、居住日数の延長により居住者個人の条件に達した場合、一納税年度内の税金徴収方法は変わらず、年度終了後に、居住者個人に関する規定に基づいて確定申告の手続きを行うが、当該個人が同年に出国し、且つ年度内に再度入国しない予定の場合、出国前に確定申告を行うことを選択できる。 確定申告の期間は毎年3月1日から6月30日までである。

お見逃しなく：

- 中日社会社会保障協定により、日本における年金保険料を支払っている派遣者は、申出を提出し中国の基本養老保険料は免除できるが、その他の保険料は納付する必要がある。
- 税務局にて登録番号を取得し、初期登録を完了した派遣者は、e-Tax を利用して確定申告を行うことができる。
- 最近個人所得税に対して厳しく検査する傾向があり、必要であれば専門機構の支援を求めることも考えられる。

以上



致同 (GT 中国) は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com